

## その他

## 山田原欽「遊腰浜記」訳注

鎌田 出\*1

[はじめに]

本稿は、『復軒文藁』<sup>註1)</sup>に「甲子貞享元年」山田原欽19歳の作として所収する「遊腰浜記」の訳注である。

貞享元(1684)年6月11日、原欽は三代藩主毛利吉就の初入国に随従して萩に入る。10歳の時に父親と共に京都に上って以来、原欽にとっては9年ぶりの里帰りであり、初めての萩入りであった<sup>註2)</sup>。

藩主の初入国に際し、「天守・要害登陟儀式」<sup>註3)</sup>等様々な行事多忙の中にあつて、吉就は越ヶ浜の遊に原欽を同行させる。萩の名勝について多少の知識を得ていた原欽ではあつたが、これが初めて触れる萩の実際の佳景であつた。

このわずか7ヶ月後、原欽は萩八景詩、すなわち「八江萩八景」詩8首を作成する。「遊腰浜記」は、原欽が初めて見る萩の景色にどのような印象を持ち、それをどのように描こうとしたかを語る貴重な資料である。

[凡例]

- 一、訳注作成に当たり、全て新漢字表記とした。引用文も、日本語文献を含めて全て新漢字を用いた。ただし、「余・餘」、「弁・辨」など誤読の恐れのある場合は、必要に応じて旧字を用いた。
- 二、異体字は原則として全て新漢字に改め、必要に応じて注記を加えた。
- 三、誤字・誤用と思われるものは、訂正の上注記を加えた。
- 四、字音及び訓読は、原則として現代かなづかいとした。但し、和書の引用は原文の表記をそのまま踏襲した。
- 五、固有の名称を除き、年数、巻数等はすべてアラビア数字による表記とした。

六、訳注の構成は、先ず本文をゴシック体で示した上で、①書き下し文、②語釈、③現代語訳、[補注]の順とした。

## 遊腰浜記 甲子貞享元年

## ①書き下し文

腰浜に遊ぶの記 甲子貞享元年

## ②語釈

「腰浜」…現在の萩市大字椿東越ヶ浜区。『地下上申』<sup>註4)</sup>の「阿武郡越ヶ浜由緒書」に、「越ヶ浜浦」について「右往古奈古屋何某笠山ニ居城有之、馬鞍と笠山之間打越之浜ニと御座候故、越ヶ浜ト名付候由申伝候」とある。長門生まれで晩年長門大寧寺の住職を務めた無隠道費の「重遊腰浜 並引」(『無孔笛』巻第2)<sup>註5)</sup>の引に、「長越浜在府城北十餘里。為海上第一佳山水也」とある。元文2(1737)年、53歳となった無隠はかつて3歳の時に両親に抱かれて訪れた越ヶ浜を再び訪れ、「沙頭漁家依然在、池辺花木皆長大」とその感慨を詠んでいる。

## ③現代語訳

越ヶ浜に遊ぶ記 甲子貞享元(1684)年の作

今茲七月初一、公遊乎腰浜。城門駕舟、以出怪巖之際。既而仰顧雉堞、帶晴日於虚穹、驚波衝天、垂雲連舳。

## ①書き下し文

今茲七月初一、公腰浜に遊ぶ。城門より舟に駕し、以て怪巖の際に出づ。既にして雉堞を仰顧するに、晴日を虚穹に帯び、驚波天を衝き、垂雲舳に連なる。

## ②語釈

「今茲」…今年。『春秋左氏伝』(僖公16年)の伝に

\*1 至誠館大学 現代社会学部

「今茲魯多大喪、明年齊有乱」とある。

「初一」…陰暦で月の最初の日。朔日。

「公」…長州藩三代藩主毛利吉就（1668～1694）。延宝7（1679）年、14歳の山田原欽は世子元千代（後の吉就）により江戸に召され、拾人扶持の侍読となる。

「腰浜」…現在の萩市椿東越ヶ浜。『地下上申』（越ヶ浜由緒書）<sup>註6</sup>が記すように、もともとは「馬鞍と笠山之間」を指しており、馬鞍以南にある現在の越ヶ浜一区の三、四は含まれていなかった。

「城門」…「慶安古図（慶安五年作成絵図）」<sup>註7</sup>には、二の丸の東面に海に直接出ることのできる「東西二間、南北十間」の門（潮入門）が描かれている。

「怪巖」…珍しい形をした岩。元文年間（1736～1740）の萩を描く「地下上申絵図（一村限明細絵図）」<sup>註8</sup>には、笠山の南西にある九島（現在も同名）から夕瀬港にかけての海岸線に多くの岩が描かれている。同様の描写は、城門から越ヶ浜に至る途中の「鶴江台」「今浦台」「狐嶋台」にも見える。

「既而」…事態の連続した出現を表す。間もなく・そのまま。

「雉堞」…「雉」は城の土塀、「堞」は城壁の上に巡らせたひめがき。ここでは指月城を言う。

「虚穹」…虚空に同じ。大空。

「驚波」…風に吹かれて舞い上がる荒波。

「連舳」…「舳」は、船尾（とも）または船首（へさき）。いずれの場合も、荒波に舟が雲に届くかの如く大きく上下することを言う。

### ③現代語訳

今年七月の朔日、我が君は越ヶ浜にお出かけになられた。潮入門より舟に乗り、珍しい形をした岩々の間に出る。指月城を仰ぎ振り返ると、大空は晴れ上がり、天を衝くかのような荒波に、舟は雲に届くか

の如く上下に揺れ動く。

頃刻而抵于名護之山。此山枕海而居焉。山中洿而為池者、四十有八。勢森鬱而挺起。山足平而為白沙之堆者、腰浜也。

#### ① 書き下し文

頃刻にして名護の山に<sup>いた</sup>抵る。此の山は海に枕して居る。山中に<sup>くぼ</sup>洿みて池を為す者、四十有八。勢森鬱として挺起し、山足平らかにして白沙の堆を為す者、腰浜なり。

#### ②語釈

「頃刻」…わずかな時間。「頃」は短時間を言う。

「名護之山」…笠山。「名護」は、先に引いた『地下上申』の「奈古（屋）」に同じ。現在の萩市大字椿東字奈古屋にその名を留める。『当島宰判 風土注新案 椿東分』<sup>註9</sup>は、「御立山拾御五ヶ所」の一つとして「越ヶ浜山」の名を挙げる。「御立山」であることから、『地下上申』（越ヶ浜由緒書）には「奈古屋御山」の名も見える。

「枕海」…笠山が海に臨む様を言う。

「洿」…窪んで水が溜まること。「洿池」で、溜水の池を言う。

「池」…現在の越ヶ浜明神池。「地下上申絵図（一村限明細絵図）」は単に「池」と表記し、『地下上申』（第4巻）の「越ヶ浜浦石高境目書」には「御池」とある。また、『御国廻御行程記』<sup>註10</sup>は「屈曲の江」、『八江萩名所図画』（6之巻）<sup>註11</sup>は「奈古屋島御茶邸の池」とする。「明神池」の名は後世のもので、昭和13（1938）年発行の『萩市の史蹟名勝天然記念物』<sup>註12</sup>には、「辨天池」の名も見える。

「四十有八」…「地下上申絵図（一村限明細絵図）」では、海沿いの笠山山麓に7つの池が描かれているが、約50年で1/7にまで減少したとは俄かには信じられない。「四十八」という数は地名等でもしばしば用いられていることから、実数を

表すのみならず、何らかの象徴的な意味を表す数であったと考えられる。例えば浄土三部経の一つである『無量寿経』(巻上) 註<sup>13)</sup>は、法蔵比丘(阿弥陀如来)が48の本願を成就した話を載せている。

「勢森鬱」…勢いのある木々が鬱蒼と茂っている様を言う。『長門金匱』註<sup>14)</sup>に「越ヶ浜往古ハ殊の外深山にてけや木など沢山に有之」とある。山田原欽「古畑別業記」註<sup>15)</sup>にも「奈古之嶺、尖而鬱于北浜」とある註<sup>16)</sup>。

「山足」…笠山の麓。

「白沙之堆」…越ヶ浜の砂浜について、「古畑別業記」に「腰浜之砂、亦茫而溥矣(腰浜の砂、亦た茫として溥し)」とある。

### ③現代語訳

間もなく名護の山に至る。この山は海に臨んでいる。山中には窪んだ溜池が、四十八ある。勢いある森は鬱蒼として木々が並び立ち、山麓は平らかで白沙の積もるところが、越ヶ浜だ。

到此而舍舟以上、未数歩乃見一祠。辨才天女廟也。自此左転而為沙路、躡磧礫而入焉。有一板橋跨于小溝、海潮從下而瀉入於池中。

#### ①書き下し文

此に到りて舟を<sup>お</sup>き以て上るに、未だ数歩ならずして乃ち一祠を見る。辨才天女の廟なり。此より左に転じて沙路を為し、磧礫を<sup>ふ</sup>みて入る。一板橋の小溝を跨ぐ有り、海潮下に從いて池の中に瀉ぎ入る。

#### ②語釈

「舍」…止める。『論語』(子罕第9)に「不舍昼夜(昼夜を舍かず)」とある。

「乃」…意外感を表す副詞。ここでは数歩足らずで発見したことへの驚きを言う。

「辨才天女廟」…弁才天(弁財天)の御社。「辨才天」はもともと仏教の守護神だが、後述の「市杵島

姫」と同一視されることが多い。「辨(弁)天」とも呼ばれるが、もとは「辯才天」。[補注] 参照。

「磧礫」…浅い水中の砂利。

「小溝」…「地下上申絵図(一村限明細絵図)」では、「戎宮」の西隣に「(御)池」から海へ続く水路が描かれ、池沿いに橋が架かる。現在は暗渠となっているが、絵図通りの湾曲した水路を辿ることができる。

### ② 現代語訳

ここで舟をとめて浜に上がると、数歩もなく一つの祠が目に入る。女神辨才天の御社だ。ここから左に転じて砂利道となっていて、水中の砂利を踏みながら入ってゆく。水路に一本の木橋が架かり、海の潮が下から池に注ぎ込んでいる。

[補注] 「辨才天女廟」について

『地下上申』(越ヶ浜浦石高境目書)に「弁財天宮 壹ヶ所 御池ノ中島ニ有之」とあり、「地下上申絵図(一村限明細絵図)」では「中島」の横に「弁才天」の文字を確認できる。この「弁才天」について、『地下上申』(越ヶ浜浦石高境目書)は「弁財天御社 同所(御茶屋境内にあった巖島大明神御社を指す一訳注者)ニ有之」とする。

これに対して『御国廻御行程記』は、明神池の東側嫁泣き湾沿い、御茶屋の横に「弁才天」と記し、「越ヶ浜浦」に付された由来書には「屈曲の江阿りて遊魚多し其中に島も阿り小祠を建つ其外弁天の社なども阿り」とある。これによれば、「中島」にあったのは「小祠」で、「弁才天」は別所に存在していたこととなり、『地下上申』と一致しない。

「遊腰浜記」の「舍舟以上、未数歩乃見一祠。辨才天女廟也」という記述より、「弁才天」は『御国廻御行程記』が記す明神池の東側に位置していたと確認できる。さらに「遊腰浜記」は、以下に「前作一小島、橋之而通矣。有塔石怪木焉」と、「中島」に「塔石」が存在していたことを記しており、これも『御

『御国廻行程記』の記述を裏付けるものである。

ところで、「地下上申絵図（一村限明細絵図）」には『御国廻行程記』に見えない「大師堂」が明神池北側の斜面に記されている。この「大師堂」について、『地下上申』（越ヶ浜浦由緒書）に「弘法大師堂 奈古屋御山端ニ有之」とあり、「右之堂之儀ハ先年弁財天古御社ニ御座候処ニ、御願申上弘法大師勸請仕置候」とする。以上からすれば、『御国廻行程記』は弘法大師勸請以前の越ヶ浜を、『地下上申』はそれ以後の越ヶ浜を記していると言える。

なお、「中島」に「弁才天」が置かれた経緯は不明であるが、弁才天と同一視されることが多い市杵島姫は、巖島神社の祭神でもあり、大師堂勸請にあたり巖島社のある越ヶ浜に残しておくべきものと考えられたのかもしれない。現在の「中島」には中嶋金毘羅社が置かれている。

復左転也、取途木石交加清陰。沈寥崎嶇有一徑、盤以達於神祠。問之曰市杵島姫祠也。堂有鷄棲、木臨深不測。前作一小島、橋之而通矣。有塔石怪木焉。神祠之上、時有猿叫。度嶺白雲深乎潭、紅日為之陰翳。

#### ①書き下し文

復た左に転ずるや、途を木石交加の清陰に取る。沈寥崎嶇たる一徑有り、盤<sup>めぐ</sup>りて以て神祠に達す。之を問うに曰わく市杵島姫の祠なりと。堂に鷄棲有り、木は深き不測に臨む。前に一小島を作し、之に橋して通ず。塔石怪木有。神祠の上、時に猿の叫ぶ有り。嶺を度る白雲は潭に深く、紅日は之が陰翳を為す。

#### ②語釈

「清陰」…涼しい木陰。

「沈寥」…物寂しい様子。「沈」はもと異体字の「沉」に作る。

「崎嶇」…道の険しさを表す双声語。

「神祠」…神を祀る御堂。

「市杵島姫」…宗像三女神の一人。田心姫、湍津姫

と共に巖島神社の祭神。〔補注〕参照。

「鷄棲」…「雞棲」に同じ。マメ科の落葉高木である皂莢（筴）樹。杜甫「悪樹」（『杜詩詳注』巻之10）に「枸杞因吾有、雞棲奈汝何」とある。原文は「雞」に作る。「鷄」は異体字。

「深不測」…測ることのできない深さ。ここでは池の水の深さを言う。杜甫「贈李十五丈別」（『杜詩詳注』巻之15）に「下臨不測江、中有万里船」とある。

「怪木」…珍しい木。柳宗元「石渠記」（『唐宋八家文読本』巻之9）に「其側皆脆石怪木」とある。

「猿叫」…『御国廻行程記』に「此所猿多し群て戯る」とあり、無隠道費「重遊腰浜 並引」（『無孔笛』巻第2）の引に「長主自古置狙公、育狙数千箇」とその由来を述べる。「長主」は長州藩主。「育」はもともと異体字「毓」に作る。

「時」…ここでは「しばしば・常に」の意。

「潭」…深く水をたたえた淵。ここでは明神池を言う。

#### ③現代語訳

さらに左に転じて、木や石が入り乱れる涼しい木陰に道を進める。物寂しく険しい小径があり、めぐるど御堂にたどり着く。問えば「市杵島姫の御社です」と言う。堂には皂莢樹があり、その樹は池の深淵に臨んでいる。前には小さな島が一つあり、橋が架かり通じている。石塔や珍しい木がある。御堂の上方ではしばしば猿の鳴き声が聞こえる。笠山の頂を過行く白雲は明神池に鮮やかに映り、太陽の陽射しがその影を作る。

〔補注〕 「市杵島姫祠」について

『地下上申』（越ヶ浜浦由緒書）は、「巖島大明神御社」について「右御社之儀は貞享四年芸州巖島より御勸請被遊候」とする。「貞享四年」を、『山口県風土誌』<sup>註17)</sup>及び巖島神社社伝<sup>註18)</sup>は「貞享三年」、また『八江萩名所図画』（6之巻）は「延宝（原文は「延」を「正」に誤る一訳注者）九年」すなわち天

和元(1681)年とする。貞享元(1684)年作成の「遊腰浜記」が「巖島」の名称を用いていないことから見て、「延宝九年」説は採り難い。『八江菽名所図画』が勧請の経緯について「綱広公御夢によりて正宝九年藝州より御勧請なし玉ひける所なり」とするのは、綱広が吉就に家督を譲る天和2(1682)年以前のことと位置付けようとするものであろう。

従祠前取径、以至於亭所。此路詰屈盤紆、上而忽下、往而復還。樹石勃怒、有虬龍虎豹之態。與夫池中雲影天上霞彩、勝趣變幻于須臾之間。左顧右眄、唯應接之未暇耳。従遊者、或以比西湖輞川之勝、但恐被或不逮耳。

#### ①書き下し文

祠の前より径を取り、以て亭所に至る。此の路詰屈盤紆たり、上りて忽ち下り、往きて復た還る。樹石勃怒として、虬龍虎豹の態有り。夫の池中の雲影天上の霞彩と、勝趣は須臾の間に變幻す。左顧右眄して、唯だ應接の未だ暇あらざるのみ。遊に従う者、或<sup>つね</sup>に以て西湖輞川の勝に比すも、但だ或は逮ばざる有るを被らんことを恐るのみ。

#### ②語釈

「亭所」…休憩処。『積名』(巻5「積宮室第17」)に「亭、停也。亦人所停集也」とある。以下の「軒楹不文」「茨以帷幕」という記述により、柱の上に帷幕を載せただけの簡単な造りであったことが分かる。

「此路」…明神池を周回する小径。ここでは「市杵島姫祠」から池の北側を時計回りに進んでいる。「詰屈盤紆」…「詰屈」「盤紆」共に道の曲がりくねっている様子。

「勃怒」…木や岩が勢いよく立ち上がっている様子。「虬龍」…みずち。原文は「叫龍」に作るが未詳。

「虎豹」と対をなしていることから、魯魚の誤りとして「叫」を「虬」に改めた。『楚辭補注』(巻3「天問章句第3」)に「焉有虬龍負熊以遊

とあり、宋の洪興祖の注に「有角曰龍、無角曰虬」とある。「虬」は「虬」に同じ。

「虎豹」…「虬龍」が水に棲む獐猛な生き物を表すのに対して、陸に棲む獐猛な生き物を言う。蘇軾「後赤壁賦」(『古文真宝後集』巻之上「賦類」所収)に「踞虎豹、登虬龍」とある。

「霞彩」…美しい夕焼け。

「須臾」…短い時間。

「左顧右眄」…あちこちを見回す。山田原欽「古畑別業記」に「実能左顧右眄応接不暇者也」とある。

「応接之未暇」…ここでは美しい景色が多すぎて見尽くせないことを言う。『世説新語』(巻上「言語」)に「山川自相映發、使人応接不暇」とある。

「或～或」…前者は「通常」の意を表す副詞。つねに。後者は推測の意を表す副詞。ことによると。

「西湖輞川」…「西湖」は浙江州杭州にある湖。一名「西子湖」と呼ばれる。「西子」は、春秋時代の越国の美女。「輞川」は唐の詩人王維の別荘があった地。いずれも風光明媚の地として名高い。

「不逮」…「逮」は、手が届くこと。越ヶ浜の景色が「西湖輞川」に及ばないことを言う。

#### ③現代語訳

祠の前の小径は休憩処に続く。この道は曲がりくねっていて、上ると思わず下り、進んではまた戻る。樹木や岩が飛び出ている、虬龍や虎豹のような獐猛さだ。池の水面に映る雲と美しい夕焼けは、瞬く間に趣を一変させる。あちこち見回すが、美しい景色を見尽くすことは到底できない。この地に遊覧する者は、常に西湖や輞川の景勝にたとえ、ことよるとそれらに及ばないのではと恐れるだけだ。

亭臨池之側、軒楹不文、茨以帷幕、惟取蔽日而邀涼。已至亭而休。復従遊島南、則島面空闊而呑数島、平瞰

而来天宇。命漁者投網、則引魚大小千群、以矢之于前。  
怪魚紫文、河豚之怒、海鯉之躍、以至烏鰂鱖之瑣細、  
紅錦高鱗。射天日於蒼溟。水遊之拳未有盛於斯者也。

### ①書き下し文

亭は池の側に臨み、軒楹は文<sup>かさ</sup>らず、帷幕を以て茨<sup>やねぶ</sup>き、惟だ取<sup>わずか</sup>に日を蔽いて涼を邀<sup>むか</sup>う。已に亭に至りて休む。復た従りて島南に遊べば、則ち島は空闊に面して数島を呑み、平瞰すれば而<sup>すなわ</sup>ち天宇来たる。漁者に命じて網を投ぐれば、則ち魚の大小千群を引き、以て之を前に矢<sup>つら</sup>ぬ。怪魚の紫文、河豚の怒、海鯉の躍、以て烏鰂鱖の瑣細に至りて、紅錦高鱗たり。天日蒼溟に射す。水遊の拳未だ斯れより盛なる者有らざるなり。

### ②語釈

「軒楹」…のきと柱。

「帷幕」…とばり。ここではまわりを囲むのではなく屋根替わりに用いている。

「取」…限定の副詞。わずかに。『孟子集注』（尽心章句上）に「楊子取為我」とあり朱子の注に「取者、僅足之意。取為我者、僅足於我而已」とある。

「従」…行動の条件が整ったことを表す副詞。ここでは、しばしの休息による体力の回復を言う。

「島」…笠山を島に見立てる。『八江萩名所図画』（6之巻）に「越ヶ浜明神社 奈古屋島御茶邸の池に臨て阿り」とある。

「空闊」…広々と開けている様。南側に開ける海を言う。

「呑数島」…笠山南側の海に島は無い。ここで言う「数島」は、笠山と同様海に突き出た島のように見える「狐島台」「今浦台」「鶴江台」（地下上申絵図（一村限明細絵図））による）を指す。

「平瞰」…水平線方向にはるかに見やること。

「而」…ここでは接続詞「則ち」と同じ用法で、条件を示す。

「天宇」…大空。「宇」は「のき・ひさし」の意だが、

ここでは空間の広がりと言う。

「矢」…陳列する。『春秋左伝注疏』（巻2「隠公5年」）に「公、矢魚于棠」とあり孔穎達の疏に正義を引いて「陳魚者、獸獵之類」とする。伝に「書陳魚以示非礼也」とあるように、「隠公が棠へ行つて、漁夫たちの漁を見物しようとする」と、臧僖伯（公子彊）は諫めた<sup>註19</sup>場面である。儒臣の山田原欽がそれを知らぬはずはなく、「矢之（=魚）于前」という表現にはやや軽率さが否めない。

「怪魚」…珍しい魚。『山海経』（巻1「南山経」）に「獫狁山（中略）多怪魚」とあり、郭璞の注に「凡言怪者、皆謂貌状倨奇、不常也」とある。

「紫文」…紫色の模様。『旧唐書』（巻149列伝第99「張薦伝」）に「五色赤文鳳也、紫文鸞鷟也」とある。

「怒」…河豚が威嚇のために体を膨らませる様。

「海鯉」…海緋鯉。鯉に似たヒメジ科の海魚で、体色は緋色（鮮やかな赤色）。

「烏鰂」…イカ。『説文解字注』（第22巻「第11篇下」）に「鰂 烏鰂也」とあり、段玉裁が陶貞白の語を引いて「其口腹猶相似。腹中并有墨」と注している。原文では「鰂」を「鰂」（あさり／うぐい）に作るが、魯魚の誤りとして改めた。

「瑣細」…「瑣」は、小石のように細かい意。原文は「瑣」の異体字「瑣」<sup>註20</sup>に作る。「河豚」「海鯉」に対して小さな魚介を言う。

「紅錦」…赤を地とする錦。赤色の海鯉をはじめとする様々な色の魚介を言う。

「高鱗」…高く突き出たヒレ。原文では「鱗」を「稽」の「禾（のぎへん）」を「魚」に換えたものに作るが、未詳。魯魚の誤りとして改めた。

「蒼溟」…滄溟に同じ。青々とした大海原。「溟」は海を言う。

### ③ 現代語訳

休憩処は御池の傍らに臨み、柱は飾ることなく質素

で、幕を屋根にして、わずかに日差しを蔽い涼しく  
 ただけのものである。休憩処で休む。そして再び  
 笠山の南に足を運ぶと、笠山は幾つかの島々を呑み  
 込む広大な海に面して、水平線を遥かに望めば大空  
 が迫って来る。漁師たちに網を投じさせると、大小  
 千もの魚たちの群が引き上げられ、目の前に並ぶ。  
 紫色の模様の珍しい魚、体を膨らませた河豚、跳ね  
 る海鯉、イカ、アジ、エビの小さな魚介まで、色と  
 りどりにヒレを立てている。青海原には太陽が射し  
 ている。水辺の遊で越ヶ浜より素晴らしいものはな  
 い。

臨其北辺、則海吐蜃楼、波没牛頭、有不可嚮邇者。何  
 南北之殊觀、直使人心忤。口齷神駭氣蹙、不知日之将  
 落也。而此処之勝、幽則有神仙、明則有山岳。民家烟  
 火繩々而相接、竟不似島嶼焉。

①書き下し文

其の北辺に臨めば、則ち海は蜃楼を吐き、波は牛頭  
 に没し、嚮邇す可からざる者有り。何ぞ南北の殊觀、  
 直に人心をして忤<sup>おこ</sup>らしめんや。口は齷たり神は駭  
 たり気は蹙たり、日の将に落ちんとするを知らざる  
 なり。而して此の処の勝、幽なれば則ち神仙有り、  
 明なれば則ち山岳有り。民家の烟火繩繩として相接  
 し、竟に島嶼に似ず。

②語釈

「吐蜃楼」…「蜃楼」は蜃気楼のこと。古代中国で  
 は、蜃気楼は海に棲む大蛤が吐く息によって現  
 れると考えられていた。杜甫「第五弟豊独在江  
 左近三四載寂無消息覓使寄此二首 其二」(『杜  
 詩詳注』巻之17)に「影著啼猿樹、魂飄結蜃楼」  
 とあり、注に陳蔵器の『本草』を引いて「車塾、  
 是大蛤。一名蜃。能吐氣為楼台」とする。  
 「牛頭」…大型の船。『宋史』(巻186「食貨志第139  
 食貨18」)に「凡船舶最大者曰独檣、載一千婆  
 蘭次者曰牛頭」とある。

「嚮邇」…向かって近づく。「嚮」は面と向かうこと

を、「邇」は近づくことを言う。

「殊」…ここでは「異なる・同じではない」こと。

「直」…意外感を表す副詞。あろうことか。

「忤」…驕り昂ぶる。張衡「西都賦」(『六臣註文選』  
 巻第2所収)に、「心侈体忤」とある。

「口齷」…「齷」は、連綿語「齷齪」に同じ。以下  
 の「神駭」「氣蹙」と文字数を揃える。口は歯と  
 歯が合い迫る様。驚きの表情を言う。

「神駭」…「神」は「心・精神」。「駭」は恐れ驚く  
 こと。心が景色に圧倒されることを表現する。

「氣蹙」…「氣」は「気分・気持ち」。「蹙」は苦し  
 く縮こまること。「神駭」同様、景色に圧倒さ  
 れることを表す。

「幽・明」…夜と昼。『礼記』(巻24「祭儀」)に「祭  
 日於壇、祭月於坎、以別幽明、以制上下」とあ  
 り、鄭玄の注に「幽明者、謂日照昼、月照夜」  
 とある。

「烟火」…ここでは炊事の時の煙。

③現代語訳

笠山の北側から下を見ると、海は蜃気楼を生み、大  
 型の船は波に没して、近寄ることができない。どう  
 してこの南北で異なる景色が、あろうことか人の心  
 を奢らせるだろうか。歯はがたがたして心は恐れ驚  
 き気持ちは縮こまり、日が沈もうとしていることに  
 気づかなかつた。そしてこの越ヶ浜の素晴らしい景  
 色は、夜には神仙の住まいの趣があり、昼には笠山  
 が聳え立つ。民家の炊事の煙は絶えることなく連な  
 り上り、果たして普通の島ではない。

島中之男女、聞公之遊也、俯伏道傍、以望羽旄之美。  
 公親放鳥銃、絶白鷗之胡毛。衆歎服焉。此島不啻遊觀  
 之博而為暇日之娛也。恢備長策、以束舟師也。且受北  
 州之賈舶于此、取其資載以便於良民。盖長城之一輔也。  
 邦君之遊、無乃毅然回心於濟民耶。

①書き下し文

島中の男女、公の遊を聞くや、道の傍に俯伏し、以

て羽旄の美を望む。公親しく鳥銃を放ち、白鷗の胡毛を絶つ。衆歎服せり。此の鳥 管<sup>ただ</sup>に遊観の博くして暇日の娛を為すのみにあらざるなり。恢<sup>あまね</sup>く長策を備え、以て舟師を束ぬるなり。且つ北州の賈舶を此に受け、其の資載を取り以て良民に便す。蓋し長城の一輔なり。邦君の遊、乃ち毅然として済民に心を回らすこと無からんや。

## ②語釈

「羽旄」…雉の羽と唐牛の尾で飾った旗。従軍に際して用いる。『孟子』（巻第2「梁惠王下」）に「今王獵於此、百姓聞王馬車之音、見羽旄之美」とある。ここでは「狩獵の際の旗ざしもの」<sup>註21)</sup>。

「鳥銃」…鳥を撃つための銃。明・成継光『練兵実紀』（巻4）に「況名爲鳥銃、謂其能擊飛鳥、以其著者准多中也」とある。

「胡毛」…不詳。「胡」は「鬣」で、「毛」と共に白鷗（カモメ）の羽毛を言い、それを撃ちぬく射撃の腕前を形容する表現か。

「不啻」…累加表現。ただ～であるばかりではない。

「恢」…広大な様。

「長策」…優れた計画。

「舟師」…水軍。「師」は、周代の軍隊の編成単位。ここでは軍隊を言う。『史記』（巻32「齊太公世家第2」）に「（武王）誓於牧野、伐商紂。紂師敗績」とある。

「北州」…北の国々。越ヶ浜浦の「嫁泣湊」（北側）と「夕湊湊」（南側）は、風待港として北前船（北国廻船）が寄港していた。

「賈舶」…商船。

「良民」…家業に励む善良な民。『韓非子』（難2第37）に「恵盜賊者、傷良民」とある。

「邦君」…国君。毛利吉就を言う。

「無乃」…「あるいは～かもしれない（きっとそうに違いない）」の意。杜甫「新婚別」（『杜詩詳注』巻之7）に「暮婚晨告別、無乃太匆忙」とある。

「回心」…心を向ける。『漢書』（巻48「賈宜伝第18」）

に「夫移風易俗、使天下回心而郷道、類非俗吏之所能爲也」とある。

「済民」…民を教化し助けること。

## ④ 現代語訳

笠山の男も女も、吉就公のお出ましを聞くや、道の傍に俯伏して、御一行の美しい旗ざしものを遠くから眺めている。吉就公は自ら鳥銃を放って、白鷗の羽毛を撃ちぬかれた。人々は称賛の声を上げ感服した。この笠山は見るべき景色が広がり休日の楽しみを過ごすだけではない。優れた計画をあまねく備え、水軍を束ねるところである。その上この越ヶ浜に北の国々の商船を受け入れ、その資材によって国の善良な民たちに利を与える。思うに我が長州藩の一助である。国君の遊は、民を導き助けることにしっかりと心を向けておられるに違いない。

県吏勝間田某、承務十年於此。此地始只有沙渚無人家。今移人民居宅者、皆渠之所置議也。亦可謂不濫直乎。吾聞、上好仁則下不忍、上好義則下不怯。

## ①書き下し文

県吏の勝間田某、十年を此に承務す。此の地始は只だ沙渚有りて人家無し。今人民居宅を移すは、皆渠の置く所の議なり。亦た直を濫さずと謂う可けんや。吾れ聞く、上仁を好めば則ち下忍ばず、上義を好めば則ち下怯えずと。

## ②語釈

「県吏」…県の役人。「県」は、現在のような地域区分の単位ではなく、雅称としての「州（＝国）」よりも下位の範囲を表す。ここでは「浜崎代官」の職を指している。

「勝間田某」…勝間田権左衛門就通。延宝3（1675）年から元禄4（1691）年まで浜崎代官を務めている<sup>註22)</sup>。なお、越ヶ浜浦は浜崎宰判に所属する。[補注] 参照。

「十年」…原欽が越ヶ浜を訪れた貞享元（1684）年は、勝間田が浜崎代官に就任してからほぼ10



年目にあたる。

「渠」…ここでは代名詞の「彼」。

「置議」…立案すること。ここでは勝間田の功績を言う。補注も参照。

「亦」…ここでは肯定の語気を表す。『孟子』(巻第1「梁恵王上」)に「叟不遠千里而來、亦將有以利吾國乎」とある。

「濫直」…「濫」は度が過ぎること。『逸周書』(巻2「程典解第12」)に「生穡省用、不濫其度」とあり、孔晁の注に「濫、過也」とある。「直」は、正しい行動で、勝間田の越ヶ浜開發を指す。

「亦」…ここでは反語の語調を強調する。

「上好仁」…君主が仁愛を好む。『大学章句』(伝10章)に「未有上好仁而下不好義者也。未有好義其事不終者也」とあり、朱子の注に「上好仁以愛其下、則下好義以忠其上」とあるのを踏まえるか。

### ③現代語訳

浜崎代官であった勝間田権左衛門殿は、ここで十年間職に励んでおられる。この土地は最初は砂浜ばかりで人家は無かった。今、民がこの地に移り住んでいるのは、すべて勝間田殿の立案によるものである。正しい行動をやり過ぎてはいないと言えるであろうか、十分過ぎる程である。私は聞いている、「君主が仁愛を好めば臣下はためらわず行動し、君主が忠義を好めば臣下はびくびくすることがない」と。

[補注] 勝間田権左衛門について

安藤紀一は、勝間田の功績を「勝間田某が建祠の事の外、民居を置く事にも尽力せしは、実に、是記の存するによりて知らるゝなり」<sup>註23)</sup>と述べている。

『地下上申』(越ヶ浜浦由緒書)は「越ヶ浜浦」について、「天和元年浜崎御代官勝間田権左衛門様御役中、新浦御取立被成候」と記している。また、『長門金匱』には、「越ヶ浜(中略)勝間田権左衛門役中御茶屋調申候」とある。越ヶ浜に民居を誘致し、浦として取立、さらに藩の公館である御茶屋<sup>註24)</sup>を立てた勝間

田の功績は、その後の越ヶ浜を決定づけたと言える。

「遊腰浜記」に「始只有沙渚無人家」とあることから、民居の誘致は勝間田が浜崎代官となった翌年の延宝4(1676)年以降であったと思われる。また、貞享元年の「遊腰浜」に際して「亭所」が休憩場所となっていることから、勝間田による御茶屋の設置がこれ以降の事であったと分かる。

県吏能勤、大君之沢。君子曰、後人之樂而樂焉。此樂豈眇々乎哉。及婦舟日已晏矣。命僕記之。因述大君之樂也。

### ①書き下し文

県吏能く勤むは、大君の沢なり。君子曰く、人の楽しみに後れて楽しむと。此の楽しみ豈に眇眇乎たるか。舟に帰るに及びて日已に晏れんとす。僕に命じて之を記せしむ。因りて大君の樂を述ぶるなり。

### ②語釈

「沢」…恩沢。

「後人之樂而樂焉」…宋・范仲淹「岳陽樓記」(『文章軌範』巻之6所収)に「先天下之憂而憂、後天下之樂而樂」とあるのを踏まえる。

「豈」…ここでは感嘆の意を表す。

「眇眇乎」…「眇眇」は高遠・遠大な様。陸機「文賦」(『六臣註文選』巻第17所収)に「心懷懷以懷霜、志眇眇而臨雲」とあり、李善の注に「眇眇、遠貌」とある。「乎」は、形容詞の接尾語。

「晏」…日が暮れる。杜甫「同諸公登慈恩寺塔」(『杜詩詳注』巻之2)に「惜哉瑤池飲、日晏崑崙丘」とある。

### ③現代語訳

浜崎代官の勝間田殿が任に励まれるのは、大君の恩沢によるものである。君子は言う、「人の楽しみに遅れて楽しむ」と。この楽しみはなんと高遠なものであろうか。舟に戻ると日は已に暮れようとしていた。我が君はわたくしめに今日の遊を記にせよと命ぜられた。そこで大君の樂を記に述べることにした。

[註]

- 1) 山口県立山口図書館所蔵。
- 2) 山田原欽の伝記は、安藤紀一『山田原欽』（明倫同窓会 1940）及び安藤紀一自筆原稿『山田復軒先生伝略 未定稿』（明治 25（1892）年）に拠る。
- 3) 樋口尚樹「萩藩主の天守・要害登陟儀式」（『歴史群像名城シリーズ⑭ 萩城』学習研究社 1997）pp.100～101。
- 4) 山口県地方史学会編『防長地下上申（第 4 巻）』（マツノ書店 1980）。
- 5) 金竜山実性禅院蔵版。延享元（1744）年。全 6 巻 3 冊。
- 6) 山口県地方史学会編『防長地下上申（全 4 巻）』（山口県地方史学会 1980）に拠る。
- 7) 山口県文書館所蔵「萩絵図」。慶安 5 年に作成され、幕府に提出したものの控図。伊東進氏の複写図が萩博物館に所蔵される。通称「慶安古図」。
- 8) 山口県文書館所蔵。
- 9) 山口県文書館編『防長風土注進案 20 当島宰判』（山口県立山口図書館 1964）。
- 10) 山口県文書館所蔵。一部を翻刻し解説を加えたものに、山口県文書館編集『絵図で見る防長の町と村』（山口県文書館 1989）がある。
- 11) 木梨恒充著述、山県篤蔵補正。明治 25（1892）年刊。萩廼屋蔵版。全 6 巻附録 1 巻の 7 冊。
- 12) 防長史実資料研究会 1938 年発行。
- 13) 西尾市教育委員会所蔵『仏説無量寿経』。国文学研究資料館の新日本古典籍総合データベースに拠る。
- 14) 村田峯次郎編『長州叢書』（マツノ書店 1991）所収。
- 15) 阿川毛利本家毛利忠氏所蔵、山田原欽手稿本。1 巻。
- 16) 「古畑別業記」は、拙稿「山田原欽『古畑別業記』訳注」（『至誠館大学研究紀要』第 7 巻 2020）を参照されたい。
- 17) 近藤清石『山口県風土誌（12）』（歴史図書社 1973）p.423。
- 18) 萩市史編纂委員会編『萩市史（第 3 巻）』（ぎょうせい 1987）p.405。
- 19) 小倉芳彦訳『春秋左氏伝（上）』（岩波文庫 1988）p.39。
- 20) フォントは「GlyphWiki」による。文字コードは u24a0f。
- 21) 金谷治『中国古典選 8 孟子（上）』（朝日新聞社 1978）p.69。
- 22) 河村一郎『萩藩主要役職者年表』（萩市立図書館 2013）参照。
- 23) 前掲『山田原欽』p.94。
- 24) 前掲『防長風土注進案』第 22 巻「研究要覧」の「用語解説」参照。

以上